

令和8年6月

お客さま各位

中栄信用金庫

平素は、中栄信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、下記各種預金規定について令和8年8月1日に改定します。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用します。

記

1. 改定する預金規定等

普通預金・納税準備預金共通規定	当座勘定規定
総合口座取引規定	貯蓄預金Ⅰ型(30万円型) ・Ⅱ型(10万円型)共通規定
通知預金規定	

2. 改定内容

改定内容は下記の通りです。

改定後の規定は令和8年8月3日以降、当金庫ホームページにてご確認ください。

例) 普通預金・納税準備預金共通規定

改定前	改定後
<p>1. (届出事項の変更、通帳の再発行等) ～6. (反社会的勢力との取引謝絶) <略></p> <p>7. (取引の制限等)</p> <p>(1) ～ (2) <略></p> <p>(3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の<u>一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(4) 1年を超えて取引のない預金口座は、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 前記(4)いずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>8. (解約等) ～11. (規定の変更等) <略></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1. (届出事項の変更、通帳の再発行等) ～6. (反社会的勢力との取引謝絶) <同左></p> <p>7. (取引の制限等)</p> <p>(1) ～ (2) <同左></p> <p>(3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の<u>全部または、一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(4) 1年を超えて取引のない預金口座は、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 前記(4)いずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>8. (解約等) ～11. (規定の変更等) <同左></p> <p style="text-align: right;">以上</p>